

## 「未利用口座管理手数料」新設についてのお知らせ

このたび当組合では、「未利用口座管理手数料」を新たに新設させていただきます。

本手数料は、令和3年4月1日以降に普通預金口座を新規開設され、その後、一定期間未利用状態となっている口座を対象に適用させていただくものです。通常の入出金や口座振替等でお取引いただいているお客さまの普通預金口座は対象となりません。

なお、詳細につきましては、下記をご確認ください。

### 【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下、(1)～(8)のすべてを満たす普通預金口座を対象とします。

- (1) 令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座であること
- (2) 最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがないこと。
  - ・当該普通預金の利息入金は除きます。
  - ・未利用口座管理手数料の引落しは除きます。
  - ・出資配当金の入金はお預入れとみなします。
- (3) 当該普通預金の預金残高が1万円未満であること。
- (4) 総合口座の場合、定期預金の取引がないこと。
- (5) 定期預金の利息受取口座に指定されていないこと。
- (6) 当組合で他に金融取引（定期性預金、国債、相続信託、出資金等）がないこと。
- (7) 当組合でお借入がないこと。
- (8) 口座名義人の年齢が18歳以上であること。

※普通預金口座には、総合口座を含みます。

※紛失等で利用停止中の普通預金口座も対象となります。

### 【未利用口座管理手数料の「ご案内」について】

- (1) お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に当組合にお届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。
- (2) ご案内後、一定期間（3か月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、年間1,200円（消費税別）の手数を当該口座から自動引落しさせていただきます。

※送付の「ご案内」が延着又は到着しなかったときでも通常に到着したものとみなします。

### 【普通預金口座の自動解約について】

- (1) お客様の口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、お客様の口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、通知することなく自動解約させていただきます。また、手数料引落日に口座残高が0円である口座につきましても、同様に解約させていただきます。
- (2) なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※口座を自動解約させていただいた後の、お客様のお手続きはございません。

以上